

第2期

滝上町子ども・子育て支援事業計画

(令和2年度～令和6年度)



滝 上 町

目 次

第1部 総論

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画の趣旨

- 1 計画策定の背景と目的 2
- 2 計画の期間 2
- 3 計画の対象 3

第2節 計画の位置づけ

- 1 計画の位置づけと構成・法の根拠 3

第3節 計画の策定体制

- 1 滝上町子ども・子育て会議での審議の実施 3
- 2 子育て世帯へのニーズ調査実施内容 3
- 3 子育て世帯へのニーズ調査結果 4

第2章 滝上の現状

第1節 少子化の動向

- 1 人口の推移（変化予測） 12
- 2 過去5年間の出生の動向 13
- 3 婚姻及び離婚の動向 13

第2節 家庭や地域の状況

- 1 世帯の動向 14
- 2 世帯構成 14

第3節 教育・保育施設の状況

- 1 こども園の定員と入園児童の推移 14

第4節 第1期計画に基づく地域子ども・子育て支援事業の実施状況

- 1 各事業の実施状況 15
- 2 その他の事業 15

第5節 児童人口の推計

- 1 推計児童人口（男女全体） 18

第2部 計画

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

- 1 基本理念 20

第2節 計画の基本目標

- 1 基本目標 20

第2章 計画の内容

第1節 教育・保育提供区域の設定

- 1 教育・保育提供区域の設定 23
- 2 教育・保育の量の見込みと提供体制確保 23

第2節 基本目標1 子どもの発育を支える支援

- 1 子どもの健康確保及び増進 25
- 2 家庭や地域の保育・教育力の向上 26

第3節 基本目標2 子育て支援サービスの充実

- 1 地域における保育サービスの充実 28
- 2 きめ細やかな支援策の充実 31

第4節 基本目標3 子どもが健やかに成長できる環境づくり

- 1 子どもの健全育成 32
- 2 子どもの安全の確保 33

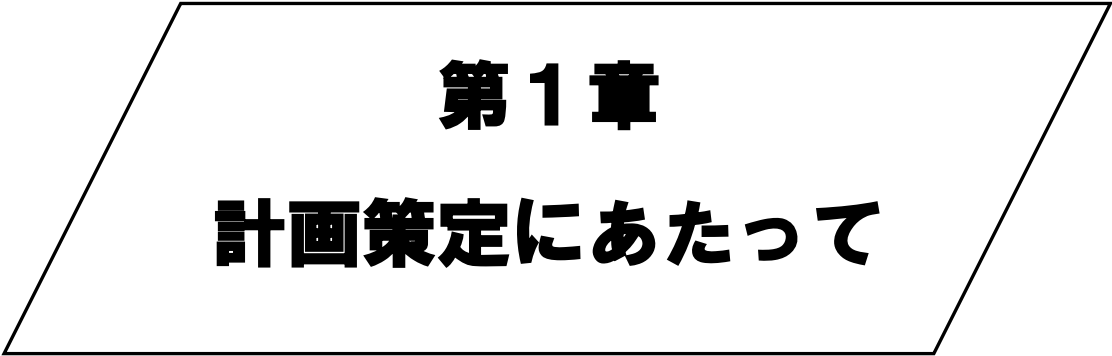
第5節 基本目標4 滝上らしさを活かした逞しい成長の支援

- 1 体験や交流を通じた成長の支援 35
- 2 郷土の文化や歴史の学びを通じた成長の支援 35

資料編

- 資料1 滝上町子ども・子育て会議条例
- 資料2 滝上町子ども・子育て会議委員名簿

第1部 総論



第1章 計画策定にあたって

第1節 計画の趣旨

1 計画策定の背景と目的

わが国では、平成2年に合計特殊出生率が1.57まで低下し、少子化の厳しい現状が認識され、少子化への対策が始まりました。国は平成6年の「エンゼルプラン」に始まり、その後、平成15年に制定された「少子化社会対策基本法」などによりこれまで様々な対策を講じてきましたが、時代の変化に伴い核家族化や保護者の就労環境の変化等により乳幼児の保育、教育など、子育てをめぐる環境や家庭の状況は変化し続けてきました。

また、近年の経済状況や就労を取り巻く環境により、依然として共働き家庭は多い状況にあり、就労の継続を希望しながらも仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在するなど、子育てに関する新たな課題も顕在化しています。

このような子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、家庭における子育ての負担や不安、孤立感が高まっており、こうした状況には子どもの健やかな成長の妨げや児童虐待につながる危険性が潜んでいます。

そうした中、平成24年に子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年度から「質の高い幼児期の教育、保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を柱とする「子ども・子育て支援新制度」が本格施行され、子ども・子育て支援のさらなる充実が図られてきました。

本町においては、次世代育成支援対策推進法に基づく「滝上町次世代育成支援行動計画」（前期：平成17～21年度、後期：平成22～26年度）、その後、子ども・子育て支援法に基づく「第1期滝上町子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：平成27年度～令和元年度）を策定し、時代の流れに合わせて計画的に子ども・子育て支援を実施し、また、充実させてきました。

この度、「第1期滝上町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が終了することから、新たな次期計画（第2期計画）を策定し、第1期計画を引き継ぎ、今後も行政や関係機関等が連携して子どもの育ちと子育てに対する支援を地域全体で推進します。

すべての世代に影響を及ぼす少子化や人口減少が進む中、時代の変化とともに多様化する住民のニーズに対応しながら、子育てしやすい環境づくりに取り組み、いきいきと活力ある地域づくりを目指します。

2 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画とします。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
【第1期】 滝上町子ども・子育て支援事業計画					【第2期】 滝上町子ども・子育て支援事業計画				

3 計画の対象

滝上町に住所のある「子ども」及び「保護者」すべてを対象とします。

- ・子ども・子育て支援法において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいますが、本計画については、0歳から小学校6年生までを主な対象とします。
- ・子ども・子育て支援法において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護する者をいいます。

第2節 計画の位置づけ

1 計画の位置づけと構成・法の根拠

子ども・子育て支援法に基づき、市町村は国の基本指針に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を円滑に実施するため、「子ども・子育て支援事業計画」を定めることとされています。

本計画は「滝上町総合計画」を上位計画と位置づけ、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「滝上町第七次社会教育長期計画」等の他の関連計画と整合を図りながら推進します。

第3節 計画の策定体制

1 滝上町子ども・子育て会議での審議の実施

子ども・子育て会議は、幅広い立場からご意見をいただくため、保護者をはじめ教育関係者・子育てを行う団体関係者9名で構成し、令和元年6月から令和2年3月まで計3回の会議を開催し、計画内容をご審議いただきました。

2 子育て世帯へのニーズ調査実施内容

計画策定に際し、次のとおりアンケート形式のニーズ調査を行いました。

【調査名】 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

【調査期間】 令和元年7月17日～令和元年8月16日

【調査方法】 町内の0歳児から小学6年生までの子どもがいる全世帯を対象に、調査票を未就学児用と小学生用とで個別に分け、無記名で回答してもらおう。複数の子がいる保護者については下記の基準により対象となる子どもを選定し回答してもらおう。

- (1) 小学生のみ2名以上の世帯：年齢が一番下の小学生について回答
- (2) 幼児のみ2名以上の世帯：年齢が一番下の幼児について回答
- (3) 小学生と幼児の両方がいる世帯：小学生1名、幼児1名について回答

※それぞれ年齢が一番下の子とする

○アンケート回収結果

区分	対象	回答数	有効回答数	回収率
未就学児	61名	25	25	41.0%
小学生	69名	29	29	42.0%
世帯数	101世帯	42	42	41.6%

3 子育て世帯へのニーズ調査結果

今回のニーズ調査の結果は次のとおりです。

■ 未就学児

- (1) 現在、利用している、利用していないにかかわらず、平日の定期的な教育・保育の事業として、定期的にご利用したい事業のほとんどは「こども園」であり、その他に「預かり保育」、「ファミリーサポートセンター」なども希望があった。
- (2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援室）の利用希望について、「現在利用していないが今後利用したい」、「すでに利用しているが、今後、利用日数を増やしたい」という回答が一定数（7名）あった。
- (3) 土曜日と日曜日、祝日における定期的な教育・保育の事業（主にこども園）の利用希望として、特に土曜日の利用希望（ほぼ毎週、月に1～2回）が一定数（9名）あった。
- (4) 平日の定期的な教育・保育の事業を利用しており、この1年で病気やケガで通常の利用ができなかったことがあった保護者のうち、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と回答した保護者は3名という結果であった。
- (5) 私用、親の通院、不定期就労等の目的で、一時預かり等の事業の利用を希望する回答が一定数（5名）あり、その年間利用希望日数として①私用（買物、子どもや親の習い事等）・リフレッシュ目的では「2日」・「24日」、②冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院の目的では「5日」・「7日」、③不定期就労の目的では「20日」という回答があった。
- (6) 5歳以上の子どもについて、小学校低学年及び高学年になったら過ごさせたい放課後の場所として、主な回答は「自宅」、「祖父母・友人・知人宅」、「習い事」、「放課後子供教室」であった。

■ 小学生

- (1) 子どもが小学校低学年のうち、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいか、又は、過ごさせたかったかという問いに対し、「自宅」、「放課後子供教室」が最も多く、次いで「習い事」、「祖父母・友人・知人宅」と続き、個人宅以外では「放課後子供教室」が最も希望が多い事業であった。

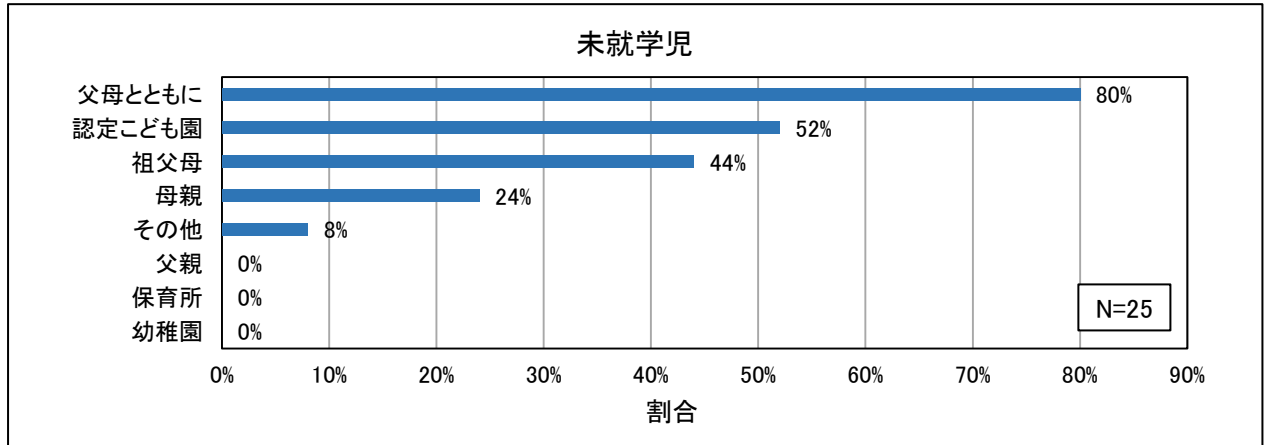
■ 世帯状況とサービス利用希望の関連

- (1) 世帯の就労状況について、夫婦共働き世帯は全体の6割で、次いで父親のみ就労世帯が2割という結果であった。
- (2) 未就学児のいる世帯のうち、夫婦共働きまたはどちらか一方が就労している世帯は全体の9割で、そのうちの8割は「こども園」等の定期的な保育の利用を希望している。
- (3) 小学生のいる世帯では、すべての世帯が夫婦共働き又はどちらか一方が就労しているという結果であり、そのうち、「放課後子供教室」で過ごさせたいと希望する世帯は、低学年では45%、高学年では52%という結果であった。

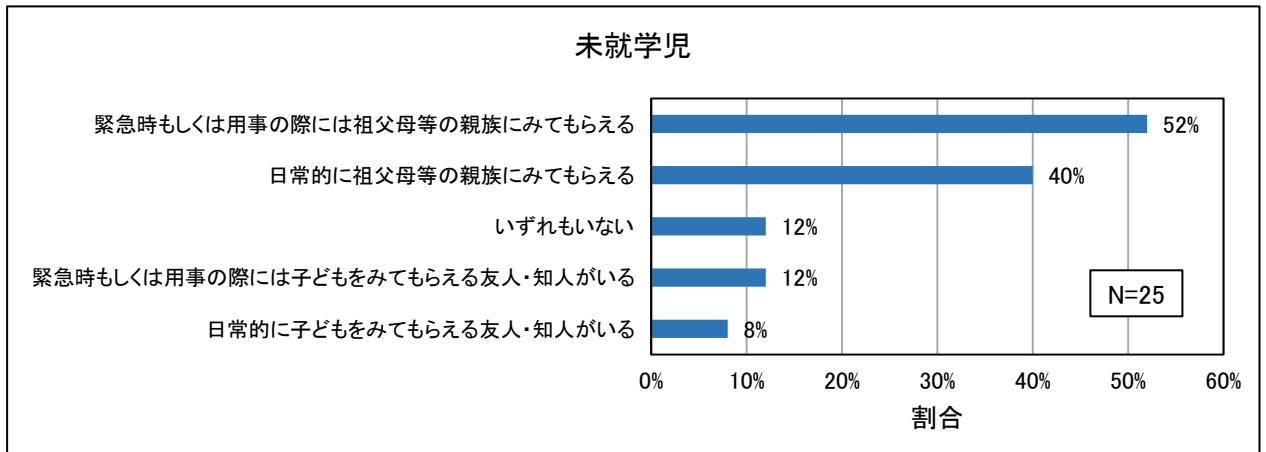
★ 設問ごとの回答状況（一部整理及び抜粋しております）

～未就学児～

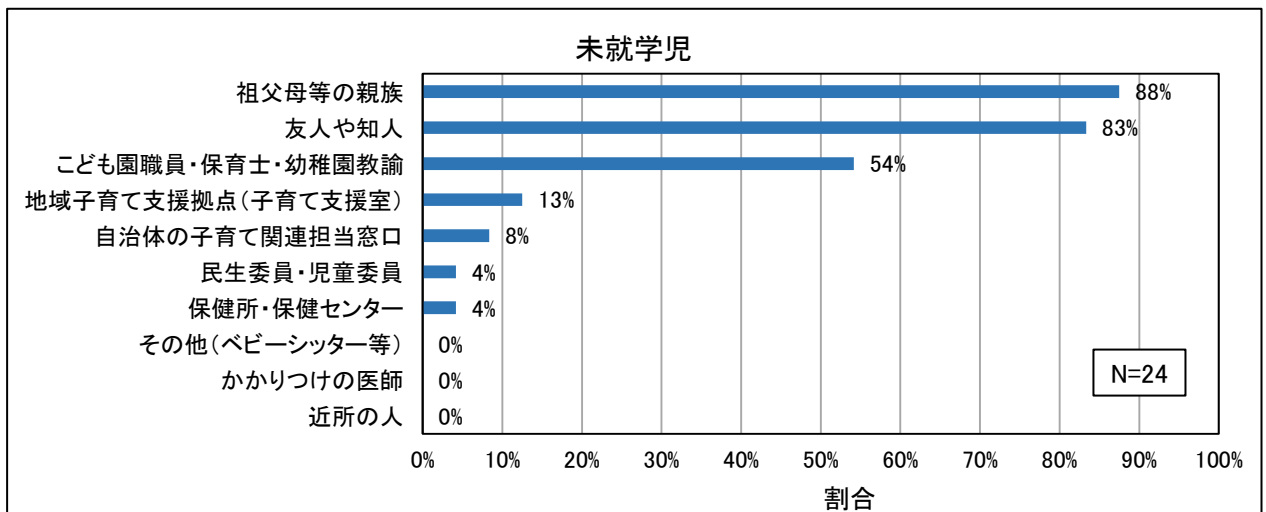
1. 宛名のお子さんの子育て（教育を含む）に日常的に関わっている人や施設として、お子さんから見た関係で当てはまるものすべてについて回答してください。



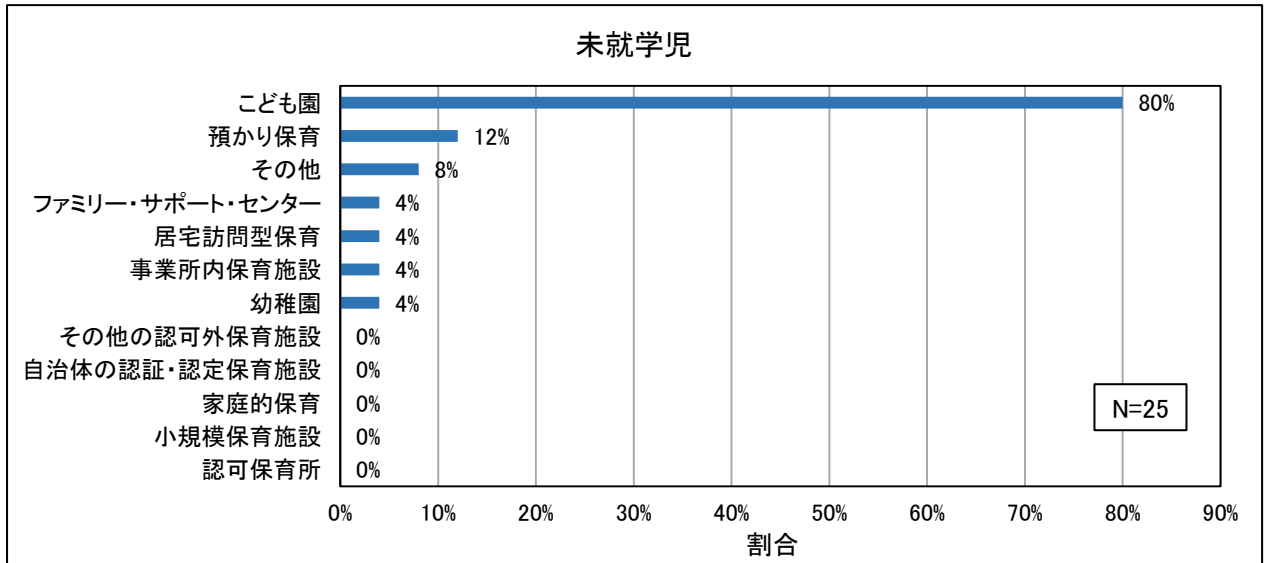
2. 日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか？当てはまるものすべてについて回答してください。



3. お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか？当てはまるものすべてについて回答してください。



4. すべての方にかがいます。現在、利用している、利用していないにかかわらず、お子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業すべてについて回答してください。



5. 宛名のお子さんについて、日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不規則の就労等の目的で不定期に利用している事業はありますか？ある場合は、当てはまるものすべてについて回答し、1年間の利用日数（おおよそ）をご記入ください。

	回答数	年間利用日数
一時預かり ※滝上町こども園で実施しています	1	1日×1
幼稚園の預かり保育	0	
ファミリー・サポート・センター	0	
夜間養護等事業：トワイライトステイ	0	
ベビーシッター	0	
利用したいとは思わない	24	

6. 小学校低学年（1～3年生）になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか？当てはまるものすべてについて回答し、それぞれ希望する週あたり日数を数字でご記入ください。※5歳以上のみ対象

	回答数	週あたり希望日数
自宅	3	2日×1、3日×1、5日×1
祖父母宅や友人・知人宅	2	1日×1、3日×1
習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）	3	1日×1、3日×1、5日×1
児童館（現在滝上町にはありません）	1	1日×1
放課後子供教室	3	2日×1、5日×2

7. 小学校高学年（4～6年生）になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか？当てはまるものすべてについて回答し、それぞれ希望する週あたり日数を数字でご記入ください。※5歳以上のみ対象

	回答数	週あたり希望日数
自宅	4	1日×1、3日×1、5日×2
祖父母宅や友人・知人宅	3	1日×1、2日×1、5日×1
習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）	4	2日×1、3日×2、5日×1
児童館（現在滝上町にはありません）	0	
放課後子供教室	2	5日×2

～小学生～

1. お子さんが小学校低学年（1～3年生）のうち、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたい、過ごさせなかったと思いますか？当てはまるものすべてについて回答し、それぞれ希望する週あたり日数を数字でご記入ください。

	回答数	週あたり希望日数
自宅	13	2日×1、3日×2、4日×2、5日×7、7日×1
祖父母宅や友人・知人宅	7	1日×3、2日×1、5日×3
習い事	11	1日×2、2日×2、3日×5、5日×2
児童館	3	1日×1、5日×2
放課後子供教室	13	1日×1、2日×1、3日×2、4日×2、5日×7
放課後児童クラブ（学童保育）	4	5日×4
放課後等デイサービス	0	
ファミリーサポートセンター	0	
その他（公民館、公園など）	1	1日×1

2. お子さんが小学校高学年（4～6年生）のうち、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたい、過ごさせなかったと思いますか？当てはまるものすべてについて回答し、それぞれ希望する週あたり日数を数字でご記入ください。

	回答数	週あたり希望日数
自宅	16	1日×1、2日×5、3日×2、4日×1、5日×5、7日×1
祖父母宅や友人・知人宅	9	1日×4、2日×2、3日×1、5日×2
習い事	14	1日×3、2日×4、3日×4、4日×1、5日×1
児童館	0	
放課後子供教室	15	1日×3、3日×2、4日×2、5日×8
放課後児童クラブ（学童保育）	2	5日×1、2日×1
放課後等デイサービス	0	
ファミリーサポートセンター	1	1日×1
その他（公民館、公園など）	2	4日×1、3日×1

※児童館、放課後児童クラブ（学童保育）、ファミリーサポートセンターは、現在、滝上町にはありません。

☆自由記載設問（一部整理・抜粋しております）

1. 子育て（教育を含む）をする上で、周囲（身近な人、行政担当者など）からどのようなサポートがあればよいとお考えでしょうか。ご自由にお書きください。

～未就学児～

病児、病後時保育、ファミリーサポートセンター。

子どもが病気になった時に、短時間でも預け先があると助かります。

祖父母は離れたところに住んでいるため、すぐには駆けつけてもらえないので。

～小学生～

病気になった時に、短時間でも預かっていただけると助かります。

子どもを預かってくれる施設。時間を長く。5時30分までだと迎えに行く時間に困る。

例えば、母子、父子家庭の人や、土日に就労している人や緊急時にいつでも対応してくれる環境だと安心して働くことができる。現状は保育園、学校等は土日祝日は預けられない。

年配の方で、元保育士、元教師の方々に、土日祝日の預かりを依頼できないか。

2. 滝上町の子育て環境・子育て支援の満足度について当てはまるもの1つを回答してください。また、その満足度についての理由をご記入ください。（満足度・・・最低1、最高5）

～未就学児～

満足度	理由
1	・オムツ券6万円とゴミ袋から3万円に下がった。 ・一番の不安は病院。町に小児科がないこと。
2	・子どもが遊ぶ所が少ない。 ・ベビー用品が今欲しい時にどこのお店にもないから。
2	休日病院にかかる際、一度国保病院にかかり結局その後紋別まで走る事になることが多く、その間の1～2時間のうちに子どもの具合がより悪くなったりする。重篤な場合は直接、紋別や遠軽など、かかりつけ医に受診できるようにして欲しい。
3	病院がない、おむつ等の育児用品が買えない、子どもが遊べる場所（室内）がないなど、環境としては良いとは言えないが、医療費無料の期間が長かったり、助成金をもらえることがあったり、子どものいる家庭への保障という点では充実していると思います。
4	子育て応援金が手厚い（少し使い勝手は悪い）、こども園が新しいのでキレイで良い、病院代がかからないのが良い、GWやお盆でも保育してもらえる、病院はあるが小児科がないのはマイナス。
4	月～土曜の7～18時までこども園で預かってもらっているから。
4	・こども園に親の必要なタイミングで入園できてありがたい。 ・夫婦だけで子育てをしている家庭は、病児保育やファミリーサポートセンターが利用できるようになれば、より安心して子育てが出来るのではないかと思う。
5	こども園がとても良い（費用面、おやつが手作りである等）。

～小学生～

満足度	理由
1	化学物質の認識が低く、対応に遅れがある。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもがみんなで集まって楽しめる機会や場所が少ないと思う。 ・子どもによっては、保護者が仕事で夜や週末に送迎できないなどの家庭の事情によりスポーツ少年団に入れないことがある。家庭の事情に関わらず、子どもが希望すればみんな参加できて楽しく過ごせる場所を増やしてほしい。 ・子どもの話によると、水曜日はびあの体育館遊びの日で学年問わず利用者が多いらしいので、そのような日が増えればいいと思う。 ・びあでは年間を通して屋外で遊ぶ日がほとんどないことがとても残念である。時間の取れる日だけでも小学校の裏庭や河川敷公園などで屋外遊びを設定して欲しい。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・環境は良くないと思います。産んでも仕事をするのには困ることが多い。 ・小学生になる前は土曜日でも時間は長いけど小学生になると子ども教室の時間が短くなるため困る。
3	病院もなく、子どもに必要な文房具等も町内だけでは揃えられず、環境はいいとは言えないが、医療費無料の期間が長かったり、第2子保育料が半額になったりというのは助かる。
3	お金を払ってでもいいからファミリーサポートセンターのような場所が欲しい。自宅で過ごすよりも安心です。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費無料なことには満足している。 ・かかりつけ医（小児科）が遠く、混んでいる。 ・放課後子供教室には満足している。
4	放課後子供教室の時間を以前より長くしていただき満足している。ただ、夏休み、冬休みの長期休業中に通えないのが残念です。
4	小さな子供を持つ共働きの家庭にとっては、緊急時や土日に子どもの預け先がなく、仕事を選ばなければならない印象がある。

3. 滝上町の子育て環境や支援に関してご意見がございましたら、ご自由にご記入ください。

～未就学児～

滝上は15歳になったら町外で学ばなければいけないため、子ども達に中学卒業までの15年間にどのような経験をさせるか、また中学卒業後からの3年間、どのような支援をするかが、重要だと思う。行政担当の方にはその都度状況に合わせて新しい対応を検討して欲しい。

紙オムツがごみ無料収集の対象になると助かります。また、紙オムツをこまめに捨てたいので、収集日が増えれば（週2回以上）助かります。

- ・子どもが楽しんで遊べる場所が少ないと思う。
- ・ベビー用品が欲しい時にどこにも無くて不便。必要最低限の物でも置いてくれたらとても助かります。
- ・小児科が無く困りますが、せめて乳幼児健診だけでも専門の先生に診てもらいたいです。
- ・最近は町外から来る人たちもたくさん増えているので、気軽に交流できる場所（カフェなど）があったらいいと思います。

町外出身者の親子と町内の人たちが交流できる場、気軽に行ける場があれば良いと思う。

- ・こども園に園バスがあれば良いと思います。
- ・色々なイベントも子育て環境の一つとするならば、お菓子を配らないでください。子ども達の体のことを考えてください。
- ・町全体でお下がりシステムがあればと思います（スキー、制服、ランドセルなど）。
- ・かまきり公園などの子どもが利用する施設で除草剤を使わないでください。
- ・こども園や学校、その他の公共施設内で香料を使用しない旨の周知について対応して欲しい。

～小学生～

夜間や休日に、気軽に子どもを預けられる施設が常設されていればいいなと思います。

通学のためにスクールバスがあるといいなと思います。

放課後子供教室について、利用人数が少ないこと、自由に体を動かせる空間がないことが気になります。鬼ごっこやボール遊びなど、体育館やグラウンドで体を動かす時間を毎日確保していただけるとありがたいです。

子育て環境支援については、少数の意見であっても重要な課題であれば前向きな検討をお願いしたい。

- ・ニーズについての重要度で判断して欲しい。
- ・育児放棄、不登校の子どもを放置しない取組み。
- ・行政、学校、児童相談所、教育委員会、町内会、元教育者等(元保育士等)で連携組織作り。

第1部 総論

第2章

滝上町の現状

第1節 少子化の動向

1 人口の推移（変化予測）

本町の人口は昭和36年に最大値に達して以降、減少を続け、平成31年3月31日現在では2,574人となっています（住民基本台帳）。

平成27年に発表された、国立社会保障・人口問題研究所による推計に準拠した予測によると、本町では今後も人口減少は続き、2030年（令和12年）には1,874人と2千人を割り、2040年（令和22年）には1,436人、2060年（令和42年）には800人まで減少し、人口減少と同時に少子高齢化がますます進行すると予想されています。

表1. 国立社会保障・人口問題研究所による推計に準拠した滝上町の年齢5歳階級別人口推計
(単位：人)

	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
0～4歳	51	43	38	33	29	24	21	17	15
5～9歳	58	48	41	36	31	27	23	20	16
10～14歳	72	57	48	40	35	31	27	23	19
15～19歳	71	58	47	39	33	29	25	22	18
20～24歳	65	62	51	41	34	28	25	22	19
25～29歳	74	73	69	58	47	39	33	29	25
30～34歳	84	72	70	67	56	46	38	32	28
35～39歳	94	77	66	65	61	52	42	35	29
40～44歳	96	92	76	65	63	60	51	41	34
45～49歳	143	95	91	75	65	63	60	50	41
50～54歳	130	141	94	90	75	64	62	59	50
55～59歳	191	129	141	95	90	75	64	63	60
60～64歳	191	177	120	131	88	84	70	60	59
65～69歳	215	178	166	113	123	83	79	66	56
70～74歳	235	199	165	154	105	114	77	74	61
75～79歳	179	205	174	145	136	92	101	68	65
80～84歳	195	146	169	143	119	112	76	83	57
85～89歳	147	152	117	138	117	97	91	62	67
90歳以上	114	123	131	120	129	122	108	99	79
総数	2,404	2,129	1,874	1,647	1,436	1,243	1,073	924	800

(出典：滝上町人口ビジョン)

【表1の階層別集計】

	2020年		2025年		2030年		2035年		2040年		2045年		2050年		2055年		2060年	
	人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合
0～14歳	181	8%	149	7%	126	7%	109	7%	95	7%	82	7%	70	7%	60	6%	51	6%
15～64歳	1,137	47%	977	46%	825	44%	725	44%	613	43%	540	43%	470	44%	413	45%	364	45%
65歳以上	1,085	45%	1,004	47%	922	49%	812	49%	728	51%	620	50%	532	50%	451	49%	386	48%
合計	2,404		2,129		1,874		1,647		1,436		1,243		1,073		924		800	

そうした推計に対し、町は「滝上町総合計画」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」などの計画に基づいて様々な施策や取組みを推進し、少子高齢化を食い止め、人口減少を少しでも減速・抑制させ、将来目指すべき人口展望として2040年（令和22年）は1,760人、2060年（令和42年）は1,400人など、目標人口を定めています。

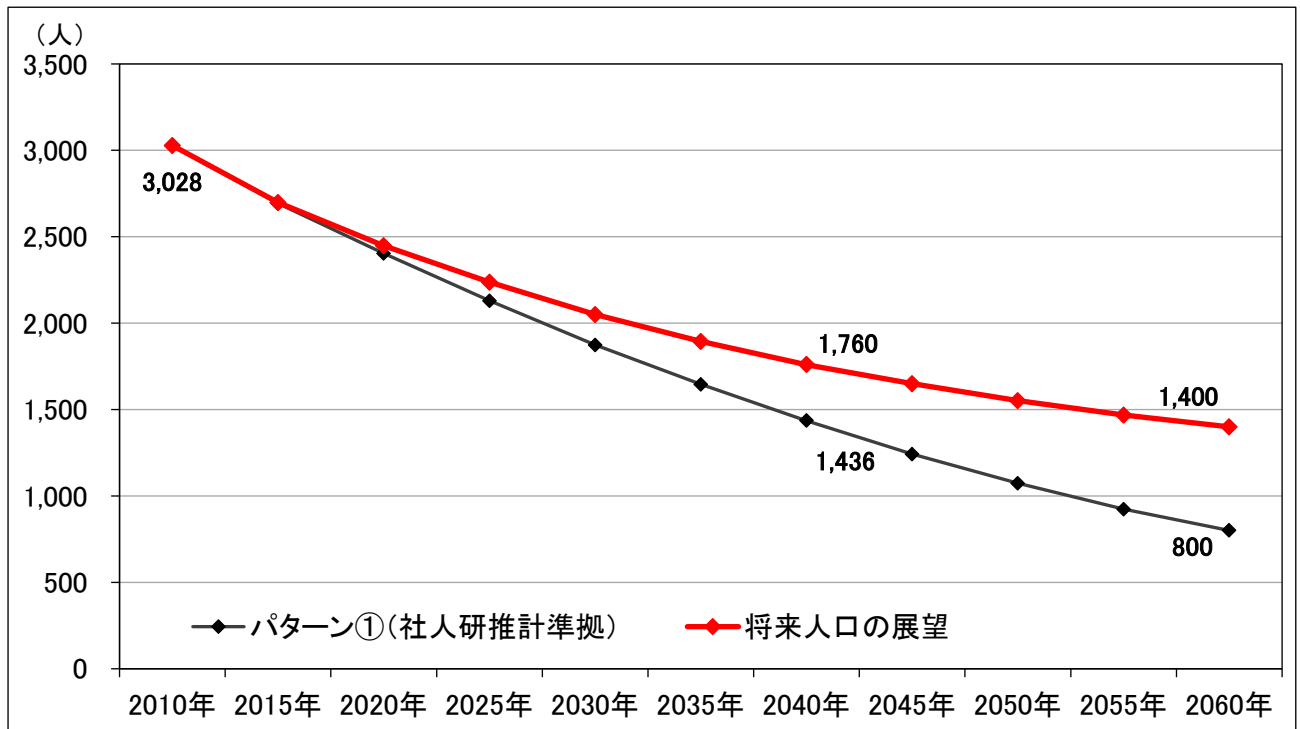
表2. 滝上町人口ビジョンにおける滝上町の目指すべき人口展望

(単位：人)

	2020年		2025年		2030年		2035年		2040年		2045年		2050年		2055年		2060年	
	人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合
0～14歳	216	8.8%	212	9.5%	212	10.3%	197	10.4%	190	10.8%	186	11.3%	183	11.8%	180	12.3%	178	12.7%
15～64歳	1,144	46.7%	1,005	44.9%	882	43.0%	836	44.1%	779	44.2%	769	46.6%	757	48.8%	756	51.5%	756	54.0%
65歳～	1,088	44.5%	1,020	45.6%	955	46.6%	862	45.5%	792	45.0%	695	42.1%	612	39.4%	532	36.2%	466	33.3%
合計	2,448		2,237		2,049		1,895		1,760		1,651		1,553		1,468		1,400	

(出典：滝上町人口ビジョン)

図1. 滝上町の将来人口の推計と目指す人口展望の比較



(出典：滝上町人口ビジョン)

2 過去5年間の出生の動向

本町の出生数は、以前より引き続き減少傾向にあります。

区分		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
出生数	滝上町	20人	18人	6人	17人	9人
	北海道	37,186人	36,815人	35,452人	34,340人	32,891人

資料：住民基本台帳人口動態調査（北海道地域振興局市町村課、各年1月～12月）

3 婚姻及び離婚の動向

本町における婚姻数及び離婚数とも年によって増減の変動がみられますが、ほぼ横ばいとなっています。

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
婚姻数	6件	1件	10件	8件	6件
離婚数	2件	5件	2件	3件	1件

資料：住民基本台帳（各年1月～12月）

第2節 家庭や地域の状況

1 世帯の動向

本町の世帯数及び一世帯当たりの人員は減少傾向にあります。

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
世帯数	1,500 世帯	1,479 世帯	1,465 世帯	1,445 世帯	1,417 世帯
一世帯当たり人員	1.90 人	1.88 人	1.86 人	1.84 人	1.84 人

資料：住民基本台帳人口・世帯数調査（北海道地域振興局市町村課、各年度1月1日現在）

2 世帯構成

「核家族世帯」及び「三世帯世帯」の割合が年々減少し、それ以外の「その他の世帯」（主として単身世帯）の割合が、年々増加しています。

区 分	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 27 年度
核家族世帯 (構成比)	938 世帯 (59.6%)	834 世帯 (56.6%)	776 世帯 (56.4%)	715 世帯 (55.2%)
三世帯世帯 (構成比)	104 世帯 (6.6%)	68 世帯 (4.6%)	54 世帯 (3.9%)	42 世帯 (3.2%)
その他の世帯 (構成比)	532 世帯 (33.8%)	572 世帯 (38.8%)	546 世帯 (39.7%)	538 世帯 (41.6%)
合計	1,574 世帯	1,474 世帯	1,376 世帯	1,295 世帯

資料：国勢調査

※核家族世帯：夫婦のみ、夫婦と未婚の子のみ、ひとり親と未婚の子のみの世帯

※三世帯家族：親、子、孫で構成されている世帯

※その他の世帯：核家族世帯、三世帯世帯以外の世帯（主として単身世帯）

第3節 教育・保育施設の状況

1 こども園の定員と入園児童の推移

保育施設は、平成 23 年度に滝上町こども園に統合されて現在は1か所となっており、直近5年間における入園児童数は下記のとおりです。

区 分	定員	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
滝上町こども園	95 人	71	77	82	61	59

※入園児童数は各年度3月31日現在

第4節 第1期計画に基づく地域子ども・子育て支援事業の実施状況

1 各事業の実施状況

(1) 妊婦健診

妊婦に対し、14回分の妊婦健診と11回分の超音波検査の受診票を交付しています。

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
人 数	20人	11人	16人	10人	17人

(2) 乳幼児家庭全戸訪問事業

生後4ヶ月までの乳児のいる全家庭を訪問し、子育てに関する悩みや不安の相談支援や、情報提供等を行っています。

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
訪問件数	18人	15人	8人	17人	10人

(3) 養育支援訪問事業

乳幼児家庭全戸訪問事業等で把握した支援を必要とする家庭に対し、適切な養育が行われることを目的とした保健指導等を行っています。

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
訪問件数	0人	0人	1人	4人	3人

(4) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、滝上町こども園で一時的に預かり、必要に応じた保護を行っています。

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間開設日数	295日	295日	295日	295日	293日
延べ利用人員	21人	28人	101人	14人	25人

2 その他の事業

その他、第1期計画に基づいて下記の事業を実施しています。

子育て支援室	
事業内容	滝上町こども園内で子育て支援室を開設し、親子の遊び場の提供、子育て相談・親子遊び講座等を開催しています。

●子育て支援室利用状況

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間開設日数	230日	234日	231日	229日	233日
延べ利用人員	1,918人	2,029人	1,334人	911人	1,670人

出産準備金助成事業	
事業内容	妊婦が安心して出産できるよう、出産に係る経済的な負担の軽減を図ることを目的として助成しています。

乳幼児健康診査事業	
事業内容	健康状態を把握し乳幼児の保健を向上させること、疾病の早期発見と早期治療を促進することを目的として、4ヶ月児、9ヶ月児、1歳6ヶ月児、3歳児の健康診査を行っています。
離乳食教室	
事業内容	子どもの発達に合った離乳食の進め方など、乳幼児の適切な栄養摂取に関する調理実習を含めた教室を実施しています。
フッ素塗布	
事業内容	虫歯予防の目的で生後9ヶ月から就学前の乳幼児を対象に実施しています。
インフルエンザ予防接種費用助成	
事業内容	インフルエンザの感染予防による子どもの保健向上を目的とし、生後6ヶ月以上の乳幼児と小中学生のインフルエンザ予防接種費用の一部を助成しています。
ちびっこ広場	
事業内容	「遊び」を通じた親子の触れ合いの場や、親同士・子ども同士の交流の場づくりを目的として開催し、子育てを支援しています。
障がい者等ふれあいサロン	
事業内容	高齢者や障がい者と児童等の交流により、それぞれの人格と個性を尊重し合い、人々の多様なあり方を認め合える人間性を育む機会を提供しています。
育児相談事業	
事業内容	保護者の育児に関する相談に応じたり、保健師・栄養士が育児に関する適切な情報提供を行う「子育て講座」を開催することにより、子どもの健やかな育ちを支援しています。
地域で繋げる障がい者就労バトン事業	
事業内容	発達障がいがある子を持つ保護者などが同じ境遇にある者同士で子育ての不安や悩みを共有し合う「ペアレントメンター事業」や、子どもの発達支援を担当する支援者を指導・育成する「発達支援アドバイザー事業」など、地域において障がいを持った人が自立して生活できる支援体制の整備を進めています。
延長保育事業	
事業内容	保育短時間認定を受けた子どもについて、保護者の希望により預かりが必要な場合に、保育標準時間認定を受けた子どもと同じ範囲の時間において、延長保育を実施しています。

子育て応援金支給事業	
事業内容	子育てにおいて特に経済的な負担が大きい乳幼児及び小学校・中学校への入学を迎える児童の保護者に対して商品券を支給し、子育ての経済的支援を行っています。

乳幼児等医療費助成	
事業内容	北海道が実施する乳幼児の医療費助成の対象を拡大し、町独自の助成をすることで、疾病の早期診断と早期治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図っています。

両親学級	
事業内容	妊婦及びその夫を対象に、母性及び父性の育成を目的として、保健師・栄養士による産前産後における生活の配慮点や、体調管理、胎児及び新生児の発育・育児上の配慮点、母乳育児と妊娠期・授乳期の望ましい栄養などについて学ぶ機会を提供しています。

放課後子供教室	
事業内容	すべての児童を対象に安全・安心な放課後の居場所を確保し、地域の教育力を活用し、体験活動の場や交流の場を提供しています。

青少年芸術劇場	
事業内容	児童（生徒）が優れた舞台芸術を鑑賞することにより、その豊かな感性と情操を育むと共に、舞台芸術の鑑賞態度を身に付ける機会を提供しています。

子ども英会話教室	
事業内容	英語に関心のある小学生を対象に英語指導助手と国際交流を図りながら、英語に親しみ海外の文化を体験する機会を提供しています。

童話村たきのうえ読書感想文・感想画コンクール	
事業内容	読書の楽しさを体験し、読書習慣を身につけ豊かな人間性や考える力を育むため実施しています。

要保護児童対策協議会	
事業内容	子どもの虐待の発生予防から自立支援までの一連の対策を講じるため、関係機関が連携し、非行児童や養育が必要な子ども、保護者、妊婦も含め、それぞれのケースに応じた適切な支援を行っています。

民生委員・児童委員活動	
事業内容	地域における身近な相談者として、子どもの健全育成に取り組み、関係機関と連携の上、児童虐待の早期発見や予防に努めています。

幼児安全法短期講習会

事業内容

幼児に発生しやすい事故の予防、また、もし起きてしまった時の手当・対処法に関する、保護者等を対象とした研修会を開催しています。

第5節 児童人口の推計

1 推計児童人口（男女全体）

今後5年間の年齢別児童人口の推計は下記のとおりです。

表3. 年齢別児童人口の推計

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	15	15	14	14	14
1歳	12	14	14	13	13
2歳	15	12	14	14	13
3歳	8	15	12	14	14
4歳	11	8	15	12	14
5歳	17	11	8	15	12
6歳	15	17	11	8	15
7歳	12	14	16	10	7
8歳	14	12	14	16	10
9歳	18	12	11	12	14
10歳	14	18	12	11	12
11歳	14	14	18	12	11
12歳	13	14	14	18	12

推計方法：コーホート変化率法等

第2部 計画

第1章

計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

1 基本理念

子どもは「未来の夢・次代の希望」であり、その成長は子どもを持つ家庭のみならず、町にとっての喜びでもあり、地域において子どもを安心して産み育てられる環境を整備することの重要性は、少子高齢化が深刻化する現代においてますます重要となっています。

さらに、近年は、核家族化の進展や共働き家庭の増加などによる家庭環境や子育て環境の変化、児童虐待など、子どもを取り巻く社会課題が顕在化し、その対応が一層求められるようになっていきます。

そのような中、次代を担う本町の子どもたちが、その人権や自由を尊重され、家族の豊かな愛情のもとで健やかに成長できる環境づくりと、子を持つ親や次代の親となる人たちの子育てに関する様々な不安や負担を軽減できる施策の推進により、子ども・保護者がいきいきと成長・子育てができる取組みを推進することが必要です。

子どもの保育・教育において最も身近でかつ第一義的な責任を持つ保護者が安心して子育てができるよう、「子育ては家庭から」を基本的な考えとした上で、第1期計画の取組みを継承しつつ、第2期計画の基本理念を次のとおりとします。

基本理念 ～ いきいきと安心して子育てができるまち ～

第2節 計画の基本目標

1 基本目標

本計画の推進においては上記の基本理念の実現に向けて4つの基本目標を定め、それぞれの目標ごとに次のとおり施策を推進します。

★ 基本目標1 「子どもの発育を支える支援」

子どもが成長するための出発点は家庭であり、すべての子どもが家庭において健康に発育するためには、各家庭において保護者が安心して出産・育児ができる環境づくりが必要です。

そのために、妊娠から出産、発育といったステージごとに、経済的負担軽減などの支援も含め、乳幼児健診や離乳食教室などにより、子どもが健康的に発育できる支援に取り組みます。

また、妊婦とその夫の母性と父性を育む支援や、親子の触れ合いの場の提供などにより、家庭や地域における保育・教育力の向上に取り組めます。

- 1) 子どもの健康確保及び増進
- 2) 家庭や地域の保育・教育力の向上

★ 基本目標2 「子育て支援サービスの充実」

家庭において安心して子育てを行うには、地域における保育サービスの充実や、子育て家庭を支える社会資源の整備など、公的サービス・支援の充実を図ることが重要です。

そのため、現在町内にある保育施設における保育サービスや既存サービスを引き続き提供するのはもちろんのこと、子育て家庭のニーズを的確に見極め、必要な場合は、町内の社会資源の状況等を勘案しながら、サービスの更なる充実・拡充について検討を進めます。

また、町独自の支援も実施し、家庭における子育てに対するきめ細やかな支援を行います。

- 1) 地域における保育サービスの充実
- 2) きめ細やかな支援の充実

★ 基本目標3 「子どもが健やかに成長できる環境づくり」

すべての子どもが自分らしくいきいきと健やかに成長できるよう、子育ての悩みや不安を持つ保護者への支援や、障がいを持つ子どもとその保護者への支援、さらに、子どもが文化・芸術に触れることのできる環境づくりに取り組みます。

また、関係機関と連携した、育児放棄や虐待等によりケアを必要とする子ども（要保護児童）の早期発見やその適切な対応（保護）、子どもが放課後に安全・安心に過ごせる居場所の提供などにより、子どもの安全の確保に取り組みます。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1) 子どもの健全育成 2) 子どもの安全の確保 |
|---|

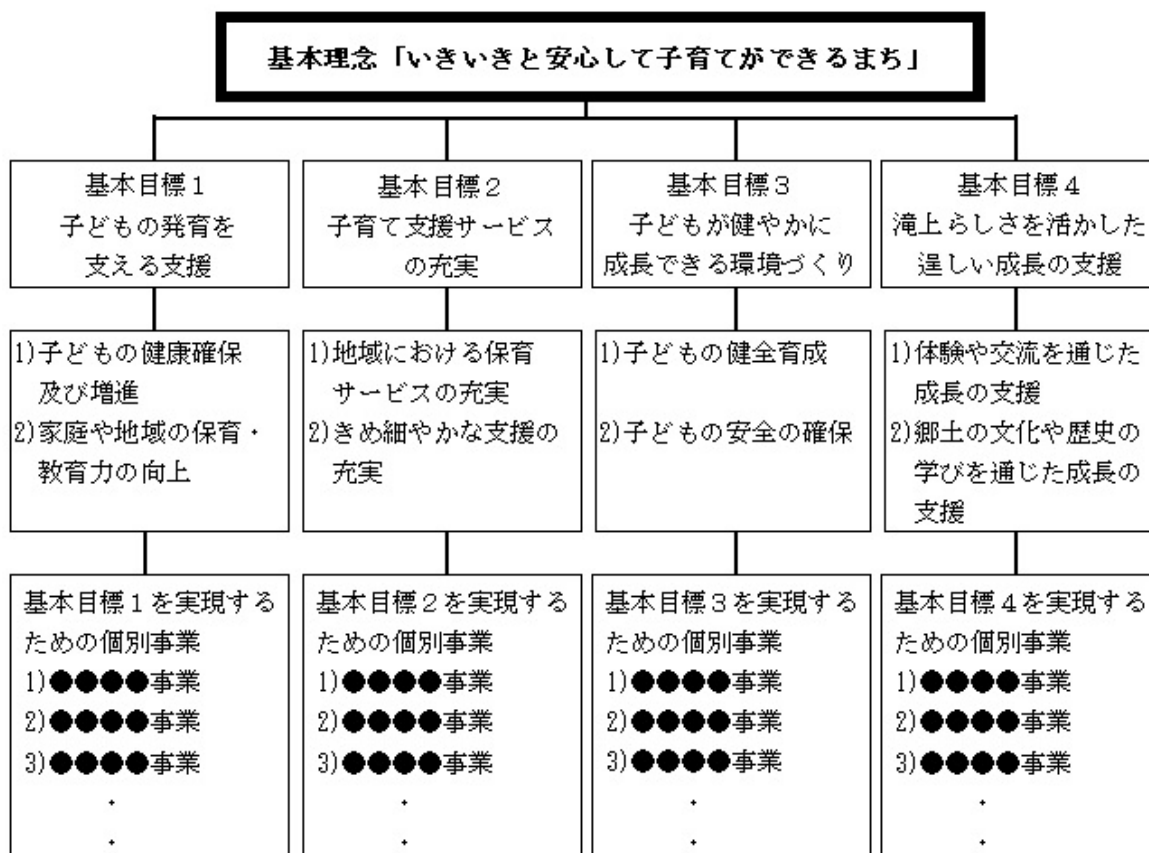
★ 基本目標4 「滝上らしさを活かした逞しい成長の支援」

本町は山や川などの豊かな自然に囲まれ、生活の中にその自然の恩恵が息づいており、そうした土壌の上に刻々と刻まれてきた郷土の歴史や文化があります。

そうした本町ならではの特性や魅力を活かして、滝上でしかできない「体験や交流」・「学び」を通じて子どもたちの「生きる力」・「考える力」・「感じる力」を引き出し、逞しく成長できるような支援・取組みを推進します。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1) 体験や交流を通じた成長の支援 2) 郷土の文化や歴史の学びを通じた成長の支援 |
|--|

計画の体系



第2部 計画

第2章

計画の内容

第1節 教育・保育提供区域の設定

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案して、需要の指標となる量の見込みやその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが「子ども・子育て支援法」で定められています。

本町は現在、小学校区は2区、中学校区は1区あります。

教育・保育提供区域は事業資源の配置バランス上の枠組みであり、細かく設定することにより、きめ細やかな計画となりますが、弾力的な運用がしづらいものとなります。

本町では、町内全域で柔軟な教育・保育提供体制を確保するため、教育・保育提供区域を全町1地区と設定します。

表4. 町内の小学校区・中学校区と就学前の教育・保育施設一覧

幼保連携型認定こども園	小学校	中学校
滝上町こども園	滝上小学校	滝上中学校
	濁川小学校	

2 教育・保育の量の見込みと提供体制確保

■ 計画期間の各年度における計画・保育の量の見込み

就学前の子どもを次の区分により町が認定し、認定を受けた保護者はそれぞれの希望の施設と契約し施設を利用します。

本町においては、受入施設は認定こども園しかありませんので、認定こども園にすべての子どもが入園することになります。

認定区分	認定要件	受入施設
1号	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定以外のもの	認定こども園
2号	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病等の理由により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	認定こども園
3号	満3歳未満の子どもであって、保護者の労働又は疾病等の理由により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	認定こども園 地域型保育事業全般

表5. 町内の教育・保育施設における教育・保育の量の見込み

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定						
目 標 事 業 量	見込量	30人	30人	30人	30人	30人
	確保の内容	30人	30人	30人	30人	30人
	差	0人	0人	0人	0人	0人
2号認定						
目 標 事 業 量	見込量	45人	45人	45人	45人	45人
	確保の内容	45人	45人	45人	45人	45人
	差	0人	0人	0人	0人	0人
3号認定						
目 標 事 業 量	見込量	20人	20人	20人	20人	20人
	確保の内容	20人	20人	20人	20人	20人
	差	0人	0人	0人	0人	0人
3号認定（1・2歳児）						
目 標 事 業 量	見込量	17人	17人	17人	17人	17人
	確保の内容	17人	17人	17人	17人	17人
	差	0人	0人	0人	0人	0人
3号認定（0歳児）						
目 標 事 業 量	見込量	3人	3人	3人	3人	3人
	確保の内容	3人	3人	3人	3人	3人
	差	0人	0人	0人	0人	0人
合 計						
目 標 事 業 量	見込量	95人	95人	95人	95人	95人
	確保の内容	95人	95人	95人	95人	95人
	差	0人	0人	0人	0人	0人

第2節 基本目標1 子どもの発育を支える支援

1 子どもの健康確保及び増進

本町における妊娠や出産を取り巻く環境は、近年、近隣の医療機関における産科医療体制の変化の影響を受け、依然として厳しくなっています。また、出産後、子どもの健康を把握し、維持・増進することは、子どもの健やかな発育に欠かせません。

このため、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じ、母子の健康を確保することを目的に、健診や予防接種はもとより経済的支援も含め、妊娠期から出産後まで継続した支援を行います。

出産準備金助成事業 妊婦 保健福祉課福祉係	
事業内容	妊婦が安心して出産できるよう、出産に係る経済的な負担の軽減を図ることを目的として助成します。

出産準備宿泊費助成事業 妊婦 保健福祉課福祉係	
事業内容	妊婦が安心して出産できるよう、出産に備えて医療機関の周辺の宿泊施設に宿泊した費用について助成します。

乳幼児健康診査事業 乳児・幼児 保護者 保健福祉課健康推進係	
事業内容	健康状態を把握し乳幼児の保健を向上させること、疾病の早期発見と早期治療を促進することを目的として、4ヶ月児、9ヶ月児、1歳6ヶ月児、3歳児の健康診査を行います。

離乳食教室 乳児・幼児 保健福祉課健康推進係	
事業内容	子どもの発達に合った離乳食の進め方など、乳幼児の適切な栄養摂取に関する調理実習を含めた教室を実施します。

おやつ教室 乳児・幼児 保護者 保健福祉課健康推進係	
事業内容	子どもの間食の目的や適切な間食の選び方に関する調理実習を含めた教室を実施します。

フッ素塗布 乳児・幼児 保健福祉課健康推進係	
事業内容	虫歯予防の目的で生後9ヶ月から就学前の乳幼児を対象に実施します。

フッ化物洗口事業 幼児 小学生 中学生 生涯教育課総務学校教育係	
事業内容	自分の歯を永く残すことができるよう強い歯を作るために、幼児・児童・生徒の虫歯予防対策として、集団でのフッ化物洗口を実施します。

インフルエンザ予防接種費用助成 乳児・幼児 小学生 中学生 保健福祉課健康推進係	
事業内容	インフルエンザの感染予防による子どもの保健向上を目的として、生後6ヶ月以上の乳幼児と小中学生のインフルエンザ予防接種費用の一部を助成します。

不妊治療費助成事業	一般	保健福祉課健康推進係
事業内容	子どもを産み育てやすい環境づくりを図ることを目的に、北海道が実施する助成に加え、助成対象を拡充した町独自の支援を行います。	

各種スポーツ大会	小学生	中学生	生涯教育課社会教育係
事業内容	ソフトボール、パークゴルフ、マラソン、スキー等の地域スポーツを体験することで、スポーツ文化に触れるとともに、自身の体力増進に繋がります。 また、地域スポーツ関連団体等、指導者などの世代を超えた交流により、礼儀作法等を学び、成人期に向けた社会生活の一端を習得します。		

新体力テスト	小学生	中学生	生涯教育課社会教育係
事業内容	文部科学省が推奨する体力の測定（握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、シャトルラン、立ち幅跳び、ソフトボール投げ）を、全国統一的な方法で実施することで、全国における滝上町の児童・生徒の体力の位置づけを把握します。 全国的な体力の標準値を認識し、劣っている分野を把握し、受検者、保護者、教育委員会が情報を共有し、逐次成長における体力強化策の見直しを図ります。		

2 家庭や地域の保育・教育力の向上

幼児期の保育・教育は、その後の成長や生涯にわたる人格形成等の基礎となる重要なものです。子どもの保育・教育の出発点は家庭であることから、家庭における保育・教育の推進に関する支援等、地域の子育て力の向上に向けた取組みは重要なものとなっています。

そのため、父親・母親の父性・母性の育成を目的とした学びの機会や、子どもの育ちに関する正しい知識を学ぶセミナー、地域のボランティアによる教育支援など、家庭や地域の保育・教育力の向上を目的とした啓発事業や、地域のボランティアが参画した取組みを推進します。

ちびっこ広場	乳児・幼児	保護者	こども園
事業内容	「遊び」を通じた親子の触れ合いの場や、親同士・子ども同士の交流の場づくりを目的として開催し、子育てを支援します。		

両親学級	妊婦・その夫	保健福祉課健康推進係
事業内容	妊婦及びその夫を対象に、母性及び父性の育成を目的として、保健師・栄養士による産前産後における生活の配慮点や、体調管理、胎児及び新生児の発育・育児上の配慮点、母乳育児と妊娠期・授乳期の望ましい栄養などについて学ぶ機会を提供します。	

子育てセミナー	保護者	一般	保健福祉課健康推進係
事業内容	子どもの「食」・「体」・「心」の育ちに関して保護者等が正しい知識を学ぶためのセミナーを開催します。		

メガネの会による読みきかせ事業 乳児・幼児 小学生 生涯教育課図書館奉仕係	
事業内容	地域のボランティアと図書館職員がこども園・子育て支援室・小学校を訪問し、発達に応じて季節のテーマ等の読みきかせやブックトーク、ビブリオバトルを行い、子どもの読書力の向上を目指します。

※ビブリオバトル：「知的書評合戦」とも呼ばれ、参加者同士で自分が読んで面白いと思った本について紹介し合い、その発表内容に関して討論し、どの本が一番読みたくなったかを参加者同士の投票によって決める、本・読書を通じたコミュニケーションゲームのこと。

第2期童話村たきのうえ 乳児・幼児 小学生 中学生 生涯教育課図書館奉仕係	
子ども読書活動推進計画事業	
事業内容	令和2年度から6年度の5ヶ年で、家庭・学校・地域が一体となって子どもの読書活動を計画的に整備・充実させるため、こども園の保護者、児童、生徒を対象に読書アンケートを実施し、地域の実情と課題を踏まえたうえで読書活動を推進します。

第2期童話村たきのうえ子ども読書活動推進計画について

平成13年制定の「子どもの読書活動推進に関する法律」において市町村は地域の実情に合わせて子どもの読書活動推進のための計画を策定するよう求められており、滝上町においても第2期(令和2～6年度)の計画を策定しています。こども園の保護者・小学生・中学生に読書アンケートを実施し、対象者173人中157人から回答を得て(回答率90.75%)、子どもたちの読書活動の実情把握に努め、下記のとおり方策をまとめております。

1. 家庭における子どもの読書活動の推進

- (1) 推進項目 家庭での読書活動の習慣化
- (2) 具体的な取り組み ブックスタート、ピコロバッグ(乳幼児向け絵本パック)の活用、保護者を対象にした読書に関する啓蒙事業の実施と参加、図書館事業への積極的な参加等

2. こども園や学校における子どもの読書活動の推進

- (1) 推進項目 望ましい読書習慣の形成に向けた取り組み 保護者や図書館との連携
- (2) 具体的な取り組み 司書教諭の発令、学校司書の配置、読書に係る学校行事の実施、配本・移動図書等の活用、ビブリオバトルの実践等

3. 地域における子どもの読書活動の推進

- (1) 推進項目 読書環境づくりの推進 読書に親しむ事業の実施
- (2) 具体的な取り組み ブックスタート継続、図書館事業の実施、子ども向け新刊案内・推薦図書の普及、読書ボランティアの育成及び活用等

第3節 基本目標2 子育て支援サービスの充実

1 地域における保育サービスの充実

少子化や核家族化の進行などに加え、働き方の多様化により、子どもや子育て世帯を取り巻く環境は大きく変化しています。

本町では平成23年度に幼保一元化として幼稚園と保育所を一体的に管理運営する幼保連携型認定こども園（滝上町こども園）を設置し、現在、町内において待機児童は発生していません。

現在のところ、待機児童対策のための新規保育施設を整備する等の事業拡張を検討する必要性は高くありませんが、今後も町内の動向を注視し、保育サービスの提供量を確保していきます。

また、本町における「地域子ども・子育て支援事業」（法定13事業）について、現在もいくつかの事業を実施しておりますが、実施していない事業については今後も子育て世帯のニーズを把握し、町内の社会資源などを勘案しながら、その実現可能性について検討していきます。

■ 地域子ども・子育て支援事業（全13事業）

（1）利用者支援事業

事業内容：子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。現在、滝上町では実施していません。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0人	0人	0人	0人	0人
②確保の内容	0人	0人	0人	0人	0人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

※現在、国の方針により、妊婦等からの相談に応じ健診等の母子保健サービスや子育て支援サービスを一体的に提供できるよう、子育てに関する総合的な支援を行う「子育て世代包括支援センター」を市町村に設置する動きが強まっており、本町においても今後、町内における体制等を考慮しながらその設置について検討していきます。

（2）地域子育て支援拠点事業

事業内容：乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0人	0人	0人	0人	0人
②確保の内容	0人	0人	0人	0人	0人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

※本町では現在、同様の事業を「子育て支援室」として滝上町こども園で実施しており、今後も引き続き事業を推進していきます。

(3) 妊婦健康診査

事業内容：妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に応じた医学的検査を実施する事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	15人	15人	15人	15人	15人
②確保の内容	15人	15人	15人	15人	15人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

※妊婦に対し、14回分の妊婦健診と11回分の超音波検査の受診票を交付します。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

事業内容：生後4ヶ月までの乳児のいる全家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	15人	15人	15人	15人	15人
②確保の内容	15人	15人	15人	15人	15人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

※乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供や養育環境の把握に努めます。

(5) 養育支援訪問事業

事業内容：養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する専門的な指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1人	1人	1人	1人	1人
②確保の内容	1人	1人	1人	1人	1人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業内容：保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設で養育・保護を行う事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0人	0人	0人	0人	0人
②確保の内容	0人	0人	0人	0人	0人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

※現在、滝上町では実施していませんが、今後、町内においてニーズが高まった場合、受入体制の状況などを考慮しながら、事業実施の可能性について検討していきます。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）

事業内容：乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0人	0人	0人	0人	0人
②確保の内容	0人	0人	0人	0人	0人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

※現在、滝上町では実施しておりませんが、令和元年度の子育て世帯ニーズ調査において本事業に対して一定のニーズがあることが判明しました。今後も子育て世帯のニーズの動向を見ながら、ニーズが高まった場合にはその対応について検討していきます。

(8) 一時預かり事業

事業内容：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点などで一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	30人	30人	30人	30人	30人
②確保の内容	30人	30人	30人	30人	30人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

※現在、こども園の開園日に合わせ、利用者のニーズに対応しており、今後も受入体制を整備しながら継続して事業を推進していきます。

(9) 延長保育事業

事業内容：保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育を実施する事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	20人	20人	20人	20人	20人
②確保の内容	20人	20人	20人	20人	20人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

※現在、こども園の開園日に合わせ、利用者のニーズに対応しており、今後も受入体制を整備しながら継続して事業を推進していきます。

(10) 病児保育事業

事業内容：病児について、病院・保育所等に敷設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0人	0人	0人	0人	0人
②確保の内容	0人	0人	0人	0人	0人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

※現在、滝上町では実施しておりませんが、今後、町内においてニーズが高まった場合、受入体制の状況などを考慮しながら、事業実施の可能性について検討していきます。

(11) 放課後児童健全育成事業

事業内容：就労等により保護者が昼間に自宅にいない家庭の児童を対象に、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0人	0人	0人	0人	0人
②確保の内容	0人	0人	0人	0人	0人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

※現在、子どもの放課後の居場所対策として、教育委員会の事業である「放課後子供教室」を実施しており、今後も教育委員会と連携して事業の継続を図っていきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容：保護者の世帯所得の状況等を勘案し、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

※現在、滝上町では実施しておりません。また、今後について、実施する予定は現在のところありません。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業内容：多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を助成する事業です。

※現在、滝上町では実施しておりません。また、今後について、実施する予定は現在のところありません。

2 きめ細やかな支援策の充実

子育て世帯の子育て支援に対するニーズは経済情勢や社会情勢の変化に伴って刻々と変化しており、そのニーズを把握して可能な範囲で対応することが求められます。

本町ではこれまで経済情勢や社会情勢、子育て世帯のニーズの変化に伴って様々な子育て支援策を講じてきましたが、今後も滝上町ならではの独自の子育て支援策を展開し、子育て世帯が「住んでいて良かった」、「子育てがしやすい」と思える「きめ細やかな支援」の充実に努めていきます。

子育て応援金支給事業		3歳未満	翌年度小学生	翌年度中学生	保健福祉課福祉係
事業内容	子育てにおいて特に経済的な負担が大きい乳幼児及び小学校・中学校への入学を迎える児童の保護者に対して商品券を支給し、子育ての経済的支援を行います。				

乳幼児等医療費助成		乳児・幼児	小学生	中学生	高校生	保健福祉課保健係
事業内容	北海道が実施する乳幼児の医療費助成の対象を拡大し、町独自の助成をすることで、疾病の早期診断と早期治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ります。					

新生児聴覚検査事業		生後3ヶ月未満	保健福祉課健康推進係
事業内容	聴覚障がい早期発見と療育の早期開始を目的として、生後3ヶ月までに実施する新生児聴覚検査に係る検査費用を助成します。		

ことばの遅れを有する児童等矯正通所費補助金 幼児 小学生 保健福祉課福祉係	
事業内容	ことばの遅れのある子どもの健全な育成と福祉向上を目的として、ことばの遅れの矯正のために施設へ通所した際の交通費の一部を補助します。

童話村たきのうえブックスタート事業 乳児・幼児 保護者 生涯教育課図書館奉仕係	
事業内容	滝上町に生まれるすべての子どもとその保護者に絵本を手渡し、親子の温もり中で語りかけることの大切さを伝え子育ての時間を支援します。9ヶ月、1歳半、3歳児健診時に配布します。

言語障害治療学級通級費補助金 小学生 中学生 生涯教育課総務学校教育係	
事業内容	町立学校に在籍する児童及び生徒がその治療教育を受けるために「ことばの教室」に通級する際の交通費の一部を補助します。

要保護準要保護児童生徒就学援助事業 小学生 中学生 生涯教育課総務学校教育係	
事業内容	経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者を対象に、学用品等を援助します。

高等学校就学支援事業 高校生 生涯教育課総務学校教育係	
事業内容	子どもの高等学校等への進学に係る負担を軽減するため、通学費等の一部を補助します。

奨学金制度 高校生・専門学校生・短期大学生・大学生等 生涯教育課総務学校教育係	
事業内容	経済的な理由のため、修学が困難である学生などに等しく教育を受ける機会を与えることを目的に奨学金の貸与を行います。

第4節 基本目標3 子どもが健やかに成長できる環境づくり

1 子どもの健全育成

近年、町外からの転入や核家族化の進展等により、本町においても育児に関する不安や悩みを相談できず、育児不安を持つ保護者の存在が懸念されています。また、障がいのある子の保護者へのサポートもますます重要となっています。

そのため、子どもの健やかな成長を目的に、子育てをしている保護者の不安・悩みの解消や、障がい等が確認された子ども及びその保護者に対する支援など、関係機関と連携を図りながら様々な支援を実施します。

また、子どもの健全な人格形成や感性の育み、社会で必要とされる能力の向上などを支援する機会を提供します。

育児相談事業 保護者 保健福祉課健康推進係	
事業内容	保護者の育児に関する相談に応じたり、保健師・栄養士が育児に関する適切な情報提供を行う「子育て講座」を開催することにより、子どもの健やかな育ちを支援します。

地域で繋げる障がい者就労バトン事業 保護者 保健福祉課福祉係	
事業内容	発達障がいがある子を持つ保護者などが同じ境遇にある者同士で子育ての不安や悩みを共有し合うペアレントメンター事業や、子どもの発達支援を担当する支援者を指導・育成する発達支援アドバイザー事業など、地域において障がいを持った人が自立して生活できる支援体制を整備します。

障がい者等ふれあいサロン 保健福祉課福祉係	
事業内容	高齢者や障がい者と児童等の交流により、それぞれの人格と個性を尊重し合い、人々の多様なあり方を認め合える人間性を育む機会を提供します。

青少年芸術劇場・芸術文化鑑賞事業 幼児 小学生 中学生 生涯教育課社会教育係	
事業内容	児童（生徒）に優れた舞台芸術を鑑賞させることにより、その豊かな感性と情操を育むと共に、舞台芸術の鑑賞態度を身に付ける契機とします。 また、優れた演劇、音楽、映画上映などを実施し、住民が町にいながらにして芸術文化に触れる機会を提供します。

童話村たきのうえ 小学生 中学生 生涯教育課図書館奉仕係	
事業内容	読書感想文・感想画コンクール 読書の楽しさを体験し、読書習慣を身につけ豊かな人間性や考える力を育むため実施します。本町では最高賞に郷土出身作家である小檜山博さんに「小檜山博賞」を選出していただきます。

子ども英会話教室 小学生 生涯教育課図書館奉仕係	
事業内容	英語に関心のある小学生を対象に英語指導助手と国際交流を図りながら、英語に親しみ海外の文化を体験する機会を提供します。

スクールカウンセラー事業 小学生 中学生 保護者 生涯教育課総務学校教育係	
事業内容	スクールカウンセラー（臨床心理士）を招き、児童生徒や保護者を対象にした教育相談を行います。

2 子どもの安全の確保

児童虐待をはじめとした子どもの安全に関わる様々な問題は、子どもの権利を侵害し、子どもの心身の発達に重大な影響を及ぼすものであり、予防・早期発見・早期対応が非常に重要です。

このため、全ての子どもの健やかな成長や、支援を必要とする家庭の自立に向け、福祉・保健・教育・警察等、地域の関係機関が連携・協力し、子どもの安全確保や権利保護に関する総合的な支援に努めます。

また、保護者が日中、就業等により留守にしている家庭の子ども等の健全育成と福祉充実を図るため、放課後の子どもの安全な居場所づくり対策として、放課後の遊びや生活の場を提供します。

要保護児童対策協議会		保健福祉課福祉係
事業内容	子どもの虐待の発生予防から自立支援までの一連の対策を講じるため、関係機関が連携し、非行児童や養育が必要な子ども、保護者、妊婦も含め、それぞれのケースに応じた適切な支援を行います。	

民生委員・児童委員活動		保健福祉課福祉係
事業内容	地域における身近な相談者として、子どもの健全育成に取り組み、関係機関と連携の上、児童虐待の早期発見や予防に努めます。	

放課後子供教室 小学生		生涯教育課社会教育係
事業内容	すべての児童を対象に安全・安心な放課後の居場所を確保し、地域の教育力を活用し、体験活動の場や交流の場を提供します。	

●滝上放課後子供教室

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	70人	70人	70人	70人	70人
②確保の内容	70人	70人	70人	70人	70人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

※開設場所：たきのうえ交流センター「ぴあ」

※開設時間：午前9時～午後5時45分（学期中の平日）

午前8時15分～午後5時45分（春・夏・冬期休業中の平日及び土曜日）

※開設期間：毎週月曜日から土曜日まで（日曜日、祝日、年末年始は休み。ただし、必要に応じて開設する場合あり）

※福祉担当部局との連携により運営（児童の情報共有、ケース会議、人材育成研修等）

●濁川放課後子供教室

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	16人	16人	16人	16人	16人
②確保の内容	16人	16人	16人	16人	16人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

※開設場所：濁川小学校（空き教室）

※開設時間：授業終了後（最短で午後12時30分）～午後6時15分

※開設期間：各年度の始業式から修了式までの期間の毎週月曜日から金曜日まで（日曜日、祝日、夏期・冬期休業期間、開校記念日、臨時休校日は休み。ただし、必要に応じて開設する場合あり。）

※福祉担当部局との連携により運営（児童の情報共有、ケース会議、人材育成研修等）

スクールガード・リーダー巡回指導		生涯教育課総務学校教育係
事業内容	児童・生徒の安全確保のため、登下校時の見守りや交通安全指導、通学路の安全点検を行います。	

幼児安全法短期講習会 保護者 保健福祉課福祉係	
事業内容	幼児に発生しやすい事故の予防、また、もし起きてしまった時の手当・対処法に関する、保護者等を対象とした研修会を開催します。

第5節 基本目標4 滝上らしさを活かした逞しい成長の支援

1 体験や交流を通じた成長の支援

子どもの成長において、自身の身を以って様々な体験や交流を経験することは、人格形成や社会性を身に着ける上で非常に重要なことです。そうした体験や交流を、本町の豊かな自然など、「滝上ならではの資源や魅力」を活かして「滝上でしかできない体験や交流」を子どもたちが経験し、逞しく成長できるよう、支援・取組みを推進します。

手づくりあそびの会 幼児 小学生 生涯教育課図書館奉仕係	
事業内容	幼児・児童を対象に町内の身近な自然の草木を使ったり、昔ながらの手先を使う、作ってあそぶ体験を通じて子どもの自主性を養います。

読書キャンプ 小学生 生涯教育課図書館奉仕係（主催：メガネの会）	
事業内容	地域ボランティアが主体となり、本を通じた様々な体験活動を通じて読書の多様な面白さにふれ、読書への関心を高めるための宿泊体験事業を実施します。

通学合宿（青少年ふるさと学び隊（童話村通学合宿））	
小学校3年生～6年生 生涯教育課社会教育係	
事業内容	<p>学校に通学をしながら、札久留公民館で共同生活を営み、生活体験を養うプログラムを実施します。</p> <p>普段は保護者などが行う家事を自ら行い、地域の協力のもと、もらい湯、木工体験、自然体験を行うことで、礼儀を学び、感謝の気持ち、豊かな心、たくましい体を育みます。</p>

2 郷土の文化や歴史の学びを通じた成長の支援

子どもは「未来の夢・次代の希望」であり、且つ、未来の滝上町を支える「次世代の滝上町の担い手」でもあります。そのような「地域の宝」である子どもたちが、将来、滝上町で生まれ育ったことに誇りを持ち、その郷土である滝上町を心の拠り所として町内・町外、国内・国外を問わず様々な場で活躍できるよう、生まれ育った郷土を理解し、愛着を持ってもらえるような取組みや支援を推進します。

郷土学習ふるさとエアウォーク 小学校3年生 生涯教育課総務学校教育係	
事業内容	小学3年生を対象に、社会科授業の一環として自分たちの郷土を上空から視覚的に見るヘリコプター体験搭乗を行い、郷土愛の一層の涵養を図ります。

陶芸教室（青少年ふるさと学び隊）		小学生	生涯教育課社会教育係
事業内容	<p>地域で陶芸活動をしている方々から、「成形」「削り」「色付け」といった専門的知識・技術を学び、滝上の文化と物づくりの楽しさや難しさを学ぶことにより、自分で考えて、自分の手で作り上げる過程を経験し、自主性、創造性、積極性を伸ばします。</p>		

越知町児童交流事業（交流の翼セミナー）		小学校5年生	生涯教育課社会教育係
事業内容	<p>越知町立越知小学校と滝上町立小学校の5年生児童が、相互の訪問を通じてそれぞれの地域の自然、歴史、文化を学び、広い視野と見識を身につけることや、交流体験を通して「生きる力」を育むとともに、両町の絆を強めることを目的とします。</p> <p>滝上町の児童が越知町へ訪問するのは夏、越知町の児童が滝上町を来町するのは冬をベースとし、それぞれの町の特徴的な季節のアクティビティプログラムにより、文化・歴史も学びます。</p>		

資 料 編

- 1) 資料1 滝上町子ども・子育て会議条例
- 2) 資料2 滝上町子ども・子育て会議委員名簿
- 3) 資料3 第2期滝上町・子ども子育て支援事業計画策定経過
- 4) 資料4 パブリックコメント実施結果

滝上町子ども・子育て会議条例

平成26年3月7日滝上町条例第2号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、滝上町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 法第77条第1項各号に規定する事務に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、本町の子ども・子育て支援施策に関し、町長が必要と認める事
(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員10人以内で構成する。

2 委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 子どもの保護者

(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(4) 公募による者

(5) その他町長が必要と認める者

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉課福祉係において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

滝上町子ども・子育て会議委員名簿

	役 職	氏 名	備 考
学識経験者	主任児童委員	江 本 きよ枝	
		森 田 美 鈴	
	社会教育委員長	岸 規 子	
子どもの保護者	滝上小学校PTA会長	藤 原 正 浩	
	濁川小学校PTA会長	五十嵐 健 治	
	滝上こども園父母会長	斉 藤 導 宏	
事業従事者	滝上町こども園園長	小 林 正 人	
	滝上町こども園係長	中 島 英利子	
公募者	—	島 田 美智子	

(敬称略、順不同)

第2期滝上町子ども・子育て支援事業計画策定経過

年月日	内容
令和元年6月6日	第1回子ども・子育て会議 ・計画策定スケジュールについて ・ニーズ調査について
令和元年7月17日～8月16日	子育て世帯へのニーズ調査実施 ・対象世帯 101世帯 ・回答者 42世帯（回答率41.6%）
令和元年10月30日	第2回子ども・子育て会議 ・ニーズ調査結果について ・計画内容について
令和元年12月12日	第3回子ども・子育て会議 ・計画事業内容について
令和2年2月5日～3月2日	計画案に対するパブリックコメント実施
令和2年3月11日	パブリックコメント実施結果公表

第2期滝上町子ども・子育て支援事業計画（案）のパブリックコメント実施結果

1. 意見募集期間 令和2年2月5日（水）から3月2日（月）まで
2. 意見提出者数 1名
3. 実施結果公表日 令和2年3月11日（水）
4. 担当課・係 保健福祉課福祉係
5. 意見の内容と町の考え方

箇所	意見の内容	町の考え方
第2部第2章 計画の内容 第4節 基本目標3 「子どもが健やかに成長できる環境づくり」 (計画案 32～33 ページ)	子どもが就園、就学すると、子育て世代の保護者が、職場やサークル、町内会などそれぞれが所属するコミュニティ以外の場所で交流する機会は少ないと思う。親子で気軽に参加できる事業が増えれば、日常のコミュニティを超えた交流や、町内の知り合いが増える良い機会になるのではないかと思う。事業の対象は、子育て世帯に限定せず、幅広い世帯でもよいので、そのような事業を検討してほしい。	現在、町が実施している親子で参加できる交流事業として、こども園の「子育て支援室」や社会教育事業の「学びカフェ」などがありますが、このような町内で保護者又は親子同士が交流できる場の提供は、子育て支策において重要だと考えます。 子育て世帯・保護者・親子等の交流事業の拡充及び充実等について、町内におけるニーズや子ども・子育て会議の意見も勘案しながら、関係部署の関連事業・施策とも連携し、いただいたご意見を今後の検討の参考にさせていただきます。
第2部第2章 計画の内容 第5節 基本目標4 「滝上らしさを活かした逞しい成長の支援」 (計画案 35～36 ページ)	滝上町ならではの独自性があり、とてもよい目標だと思う。内容において、現在継続中の事業があげられているが、これらに加えて、農業体験、滝上町産食材の加工体験、林業体験なども、ぜひ検討してほしい。	滝上町ならではの資源や地域性を活かした子育て支援を推進したいとの考えにより基本目標4「滝上らしさを活かした逞しい成長の支援」を掲げておりますが、ご意見のとおり、今後、より”滝上らしさ”を活かした計画・取組みになるよう、基本目標4の充実及び推進について考えていく必要があると認識しています。 現在、本町では「滝上町食育・地産地消推進計画」に基づく食育事業や、林業関係団体で構成される「みどりの森林推進協議会」による町内小学生への森林環境教育事業などが実施されています。 今後、子ども・子育て支援事業として上記のような関連する既存事業の推進及び充実等を基本として、”滝上らしさ”を活かした支援を実施していく必要があると考えます。

※ご意見は必要に応じて一部、要約及び分割して整理。

「第2期滝上町子ども・子育て支援事業計画」

発 行：令和2年3月作成

制 作：滝上町保健福祉課福祉係

〒099-5692 北海道紋別郡滝上町旭町

TEL:0158-29-2111 FAX:0158-29-3588